

## 飯塚市コミュニティバス(筑穂・高田線)運行業務委託仕様書

- 1 業務名 飯塚市コミュニティバス(筑穂・高田線)運行業務 委託
- 2 履行場所 飯塚市 地内
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで(3年間)  
(ただし、実際の業務履行期間は令和7年4月1日からとし、契約締結日の翌日から、令和7年3月31日までは業務の準備期間とする。)

### 4 目的

本業務は、地域住民とりわけ生活交通弱者(高齢者や交通空白地居住者等)に対し、買物や通院などの交通手段を確保することにより、日常生活が維持できる環境を確保することを目的に行うものである。

### 5 業務内容

#### (1) 運行方法

国土交通大臣より道路運送法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業(同法第3条第1号イ「一般乗合旅客自動車運送事業」に限る。)の許可を受けた者による乗合バスの路線定期運行とする。

#### (2) 運行日

土曜・日曜・祝日を除く平日とする。

ただし、8月13日～15日及び12月29日～1月3日は運休とする。

#### (3) 運行時間

別添、時刻表のとおりとする。(R7年度)

※R8年度及び9年度については、発注者の指示によるものとする。

#### (4) 運行路線及び停車位置

別添、路線図及び停車位置のとおりとする。(R7年度)

※R8年度及び9年度については、発注者の指示によるものとする。

#### (5) 運行車両

車両については、マイクロバス(25人乗り程度)1台とし、エアコン、自動ドア、料金箱、降車ボタンを装備すること。また、本業務に使用する車両は、低床型バスやノンステップバスといった高齢者等にも乗降のしやすい車両を使用することが望ましい。併せて、ドライブレコーダーを装備し、事故や苦情内容の確認を行うとともに、発注者の指示に応じてその録画内容を提示するものとする。

当該車両の前後左右に「飯塚市コミュニティバス筑穂・高田線」と名称等入りのシール等を貼付するものとし、その作成費用は受注者の負担とする。なお、本業務以外の用途で当該車両を使用する際には、当該シール等は貼付しないものとする。

※「筑穂支所」の停留所が、同支所の玄関底下に設置されているため、事前に車両高を確認し、進入時(停留所停車時)に、車両上部が玄関底に接触しないよう留意すること。(進入路が上り坂であるため、車両高が平地より若干増すことに留意)

地面から底までの高さ：取付側(玄関側停留所付近)2,800mm

接触しない場合、取付側に車両を停車させること。

#### (6) 予備車両

受注者は、緊急時、車検・点検修理時に備え、同種の予備車両を確保するものとする。

#### (7) 運賃

ア 運賃体系 均一運賃 200 円

イ 割引制度 小学生以下 無料

各種障がい者手帳所持者本人及びその介助者(1名)

(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)

通常運賃(200円)より 100円割引

※障がい者割引を適用する際には、各種手帳、または手帳アプリ(ミライロID)を必ず確認すること。

ウ 回数券 14枚綴り 1,000円

#### (8) 運賃の收受

運賃の收受は、現金及び回数券とし、受注者が行うものとする。受注者は最低限の釣銭を準備し、対応するものとする。

受注者は、收受した運賃収入及び回数券収入を、毎月月末締めで発注者が指定した金融機関に納付するものとする。

### 6 乗務員の配置

受注者は、コミュニティバス運行に必要な専従の乗務員を配置するものとする。

### 7 回数券の販売

受注者は、コミュニティバス車内において、回数券の販売を行うものとする。

なお、受注者は回数券を適正に管理し、常時、保有する回数券の冊数を把握しておかなければならない。

### 8 忘れ物の対応

乗務員による声かけにより、当該車両内での忘れ物を未然に防ぐよう努めるものとする。

なお、忘れ物が発生した際には、受注者の事務所で保管し、当該利用者と調整のうえ受け渡すものとする。

### 9 運行上の責務

受注者は、道路交通法その他の関係法令を遵守の上、業務を遂行しなければならない。

受注者は、安全かつ正確な運行に努めるとともに、乗務員に対して、利用者への誠意ある接遇(マナー、服装等)を行うように、指導・教育に努めるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、障がいのある利用者に対し、運行業務への過重な負担にならない範囲で「合理的配慮」を提供するものとする。なお、過重な負担に当たると判断した場合は、利用者にもその理由を説明して理解を得るよう努めるものとする。

また、苦情等に対応する体制を整備し、誠実に対応するとともに、再発防止に努めるものとする。苦情等を受けた場合には、その内容及び対応等について記録するとともに、発注者の指

示に応じて速やかに報告書を提出しなければならない。

#### 10 車内の感染症対策

受注者は、利用者が安心して乗車できるよう、車内の換気や消毒等の感染症対策を適切に行うものとする。

#### 11 運行の中止等

受注者は、天災地変及びその他受注者の責によらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不可能となる可能性がある場合には、事前に当該区間の状況を確認するものとし、当該区間の全部または一部が運行不可能な場合には、運行内容を変更し、又は中止することができるものとする。

受注者は、上記の変更又は中止をするときは、直ちに発注者へ連絡するとともに、速やかに発注者に報告書を提出しなければならない。

#### 12 緊急時(事故発生等)の対応

受注者は、交通事故等その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに現場確認を行う等により、状況を確認するとともに、速やかに発注者へ連絡し、予備車両の活用など適切な処置をとらなければならない。

なお、運行の変更又は中止をした場合には、受注者は、速やかに発注者に報告書を提出しなければならない。

#### 13 損害賠償

受注者は、本業務において、乗客及び第三者の生命・身体並びに財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受注者の責任において速やかに処理・解決するものとする。また、その結果等について、速やかに書面により発注者に報告するものとする。

#### 14 路線・時刻表等の調査等

受注者は、路線・時刻表等について、調査・提案を行うことができるものとする。

#### 15 国庫補助金・県補助金等の申請に係る事務

受注者は、発注者の指示する国庫補助金・県補助金等の申請に係る資料作成等の所定の事務手続きを発注者の指定する日までにを行うものとする。

#### 16 道路運送法の運行許可取得

受注者は、本業務に関する運行計画について、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業 路線定期運行許可」を令和7年3月31日までに取得しなければならない。

また、運行計画が変更になる場合には、発注者の指定する期限までに、変更計画に基づく同運行許可を取得しなければならない。

#### 17 業務報告書

受注者は、毎月ごとに、発注者が指定する様式にて次の各項に示す事項を記載した業務報告書を業務が完了した月の翌月の7日(7日が休みの場合は翌営業日)までに提出しなければならない。

らない。また、発注者は、受注者に対し、委託業務の処理状況について随時調査し必要な報告を求めるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

- (1) 本業務の実施状況に関する報告書
- (2) 運賃収入の実績報告書
- (3) 回数券の販売実績及び保管数に関する報告書
- (4) 各停留所の乗降客に関する報告書
- (5) 定期的に発注者が示す利用者のアンケート調査の実施
- (6) その他発注者が指示する事項

## 18 準備期間

受注者は、令和7年3月31日までの準備期間において、令和7年4月1日からの運行に支障をきたすことのないよう、時刻表、路線及び停留所位置を把握するとともに、試験走行を行うなど万全な準備を整えるものとする。

## 19 プロポーザルでの提案内容等

当該業務の履行にあたっては、プロポーザル実施時に提出された提案書記載内容及びプレゼンテーションでの説明内容等について、確実に履行しなければならない。

## 20 委託料の支払

発注者は、委託料を毎月払いとし、毎月の業務完了検査終了後、受注者からの適正な請求に基づき支払うものとする。

毎月の支払額は、契約金額を12で除したものを各月、受注者に支払うものとする。

なお、各月業務完了分の支払金額に千円未満の端数が生じる場合、その端数については、最終月の業務完了分に加算する。

発注者は、請求書を受理してから30日以内に受注者が指定した金融機関に振込むものとする。

なお、契約締結日から令和7年3月31日までは業務の準備期間のため、委託料の支払いは発生しない。

## 21 見積金額等

受注者の業務委託の履行期間は令和7年度から令和9年度までの3年間とするが、今回の見積金額は令和7年度の1年分のみとし、その見積金額を令和7年度分の委託料とする。

## 22 令和8年度、令和9年度の委託料

令和8年度、令和9年度の委託料については、路線及び運行日数等の変更を行わない場合は、令和7年度の委託料（税抜）と同額とする。

なお、路線及び運行日数等の変更を行う場合は、令和7年度の委託料（税抜）を同年度の年間運行距離数で除した金額（1円未満切捨て）に路線変更後の年間運行距離数を乗じた金額を当該年度の委託料（税抜）とする。

## 23 契約の変更

契約について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、定めるものとする。

## 24 契約の解除

発注者は、次の事項のいずれかに該当するときは、受注者との契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約内容を履行する見込みがないと認められたとき。
- (2) 受注者が、契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたと認められるとき。
- (3) 受注者は、前号の規定により契約が解除されたときは、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

## 25 協議

この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

